

# 東京都北区立堀船中学校等複合施設

## 新築概要

令和4年3月

北区教育委員会

## 目 次

1	施設整備に関する状況	1
1-1	複合施設建設の経緯	1
1-2	各施設の概要	2
	(1) 堀船中学校	2
	(2) 堀船地域振興室	7
	(3) 堀船ふれあい館	9
	(4) 区民向け温水プール	11
1-3	計画地周辺の状況	12
2	建築に関わる諸条件	13
2-1	敷地の現況	13
2-2	敷地の写真	15
3	堀船中学校等複合化計画	18
4	施設計画	21
4-1	施設構成及び規模	21
4-2	関係法令等	24

# 1 施設整備に関する状況

## 1-1 複合施設建設の経緯

### 【学校の改築について】

北区では、老朽化が進み更新時期を迎える学校施設について、児童・生徒の教育環境の向上を図り、快適で安全な学校生活を実現するために、平成17年以降、主に中学校の適正配置を機会に学校施設の改築を計画的に推進している。

令和2年3月に策定した「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、中学校優先の改築着手の考え方から、令和2年度の新規着手校として堀船中学校の事業化が決定した。

その後、令和3年度当初予算における、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急的な財源対策により、一時的に事業着手を繰延べていたが、令和4年度からの事業再開の方針を打ち出している。

なお、令和4年3月現在、小学校4校、中学校9校の改築を終え、現在も小学校1校、施設一体型小中一貫校1校の新築工事と中学校1校のリノベーションモデル事業を進めている。

### 【北区公共施設再配置方針について】

現在、北区は多くの公共施設を保有しており、昭和56年以前に建設された旧耐震基準の施設は全体の6割を占め、老朽化が進んでいる。

今後、このような公共施設の建替えや改修など、多額の更新費用が必要となるが、財政状況が厳しさを増す中、現状のまま施設を維持し続けていくことが困難な状況となっている。

そこで、平成25年7月に策定した「北区公共施設再配置方針」では、学校施設をはじめとする公共施設の建替えの際には、周辺公共施設との集約化・複合化を検討し、公共施設の総量を抑制しながら、公共サービスの水準の維持や教育環境の向上を図ることとした。

### 【複合施設建設について】

堀船中学校の改築にあたり、質の高い教育環境を実現するとともに、生涯スポーツの推進や、地域の振興・活性化にも貢献する拠点となることを目的として、周辺にある「堀船地域振興室」、「堀船ふれあい館」及び「区民向け温水プール」を集約し、複合施設として建設する。

## 1-2 各施設の概要

堀船中学校等複合施設の建設にあたっては、一つの建物に以下の施設を併設（合築）する。

なお、複合施設建設に係る計画や設計上の留意事項については「堀船中学校等複合化計画」（令和4年3月2日策定）に基づくものとする。

- 堀船中学校（現地改築）
- 堀船地域振興室（移設）
- 堀船ふれあい館（移設）
- 区民向け温水プール（十条台小学校温水プール）（移設）



### (1) 堀船中学校

堀船中学校  
計画地（現在と同じ位置）  
北区堀船2丁目23番20号

#### ①沿革

昭和29年度	開校
43年度	現在の校舎竣工
51年度	現在の体育館竣工
54年度	特別教室棟竣工
平成2年度	校舎大規模改造工事完了
10年度	校舎耐震補強工事完了
26年度	創立60周年

#### ②施設概要

(1) 所在地	北区堀船2丁目23番20号
(2) 敷地面積	12,260.72㎡
(3) 延床面積	7,533.24㎡

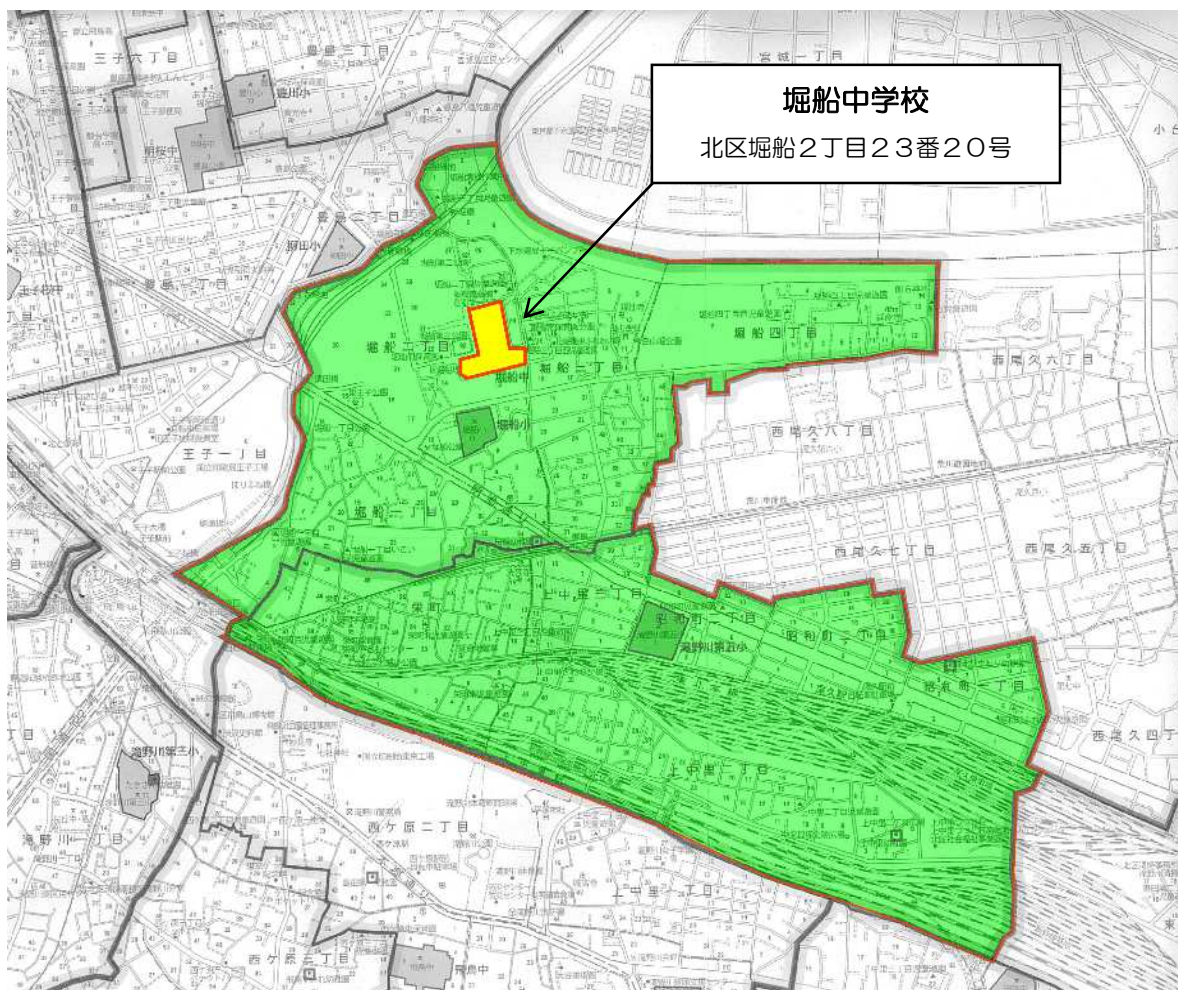
- (4) 施設構造 鉄筋コンクリート造4階建
- (5) 施設内容 校舎面積6,509.58㎡ 運動場面積6,593㎡  
普通教室7、特別教室（理科室2、技術室2、家庭科室2、音楽室、美術室、図書室、ランチルーム他）、特別支援学級、給食室、職員室、校長室、事務室、主事室他
- (6) 開校年月日 昭和29年4月1日
- (7) 建設年度 昭和43年度

### ③通学区域

堀船中学校の通学区域は以下の区域である。（令和4年1月現在）

- 堀 船 1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
- 上中里 2丁目、3丁目
- 昭和町 1丁目、2丁目、3丁目
- 栄 町

通学区域図



#### ④生徒数の推計

建築する新校舎の規模、教室数等を計画するため、堀船中学校の生徒数及び学級数を推計する。同校を学区とする2つの区立小学校の推計値から、将来的な堀船中学校の学校規模は大きくなることが予想される。

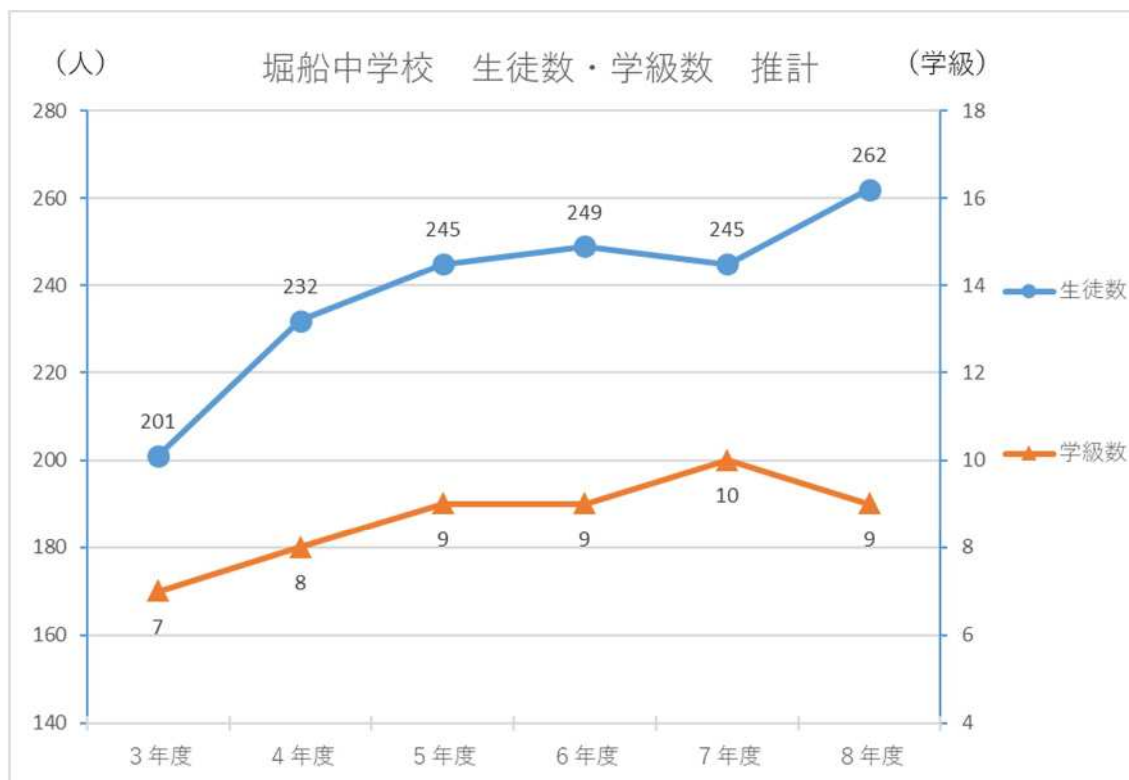
##### ア) 堀船中学校 生徒数及び学級数推計

令和	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	70	2	83	3	78	3	80	3	79	3	96	3
2年	64	2	76	2	85	3	79	2	81	3	80	2
3年	63	2	69	2	78	2	86	3	81	3	82	3
計	197	6	228	7	241	8	245	8	241	9	258	8
特別支援学級	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1
総計	201	7	232	8	245	9	249	9	245	10	262	9

※令和3年度の数値は令和3年5月1日現在の実数。

令和4年度以降は令和3年度教育人口等推計（東京都教育庁）を基に作成。

1年生は35人学級、2年生以上は40人学級。



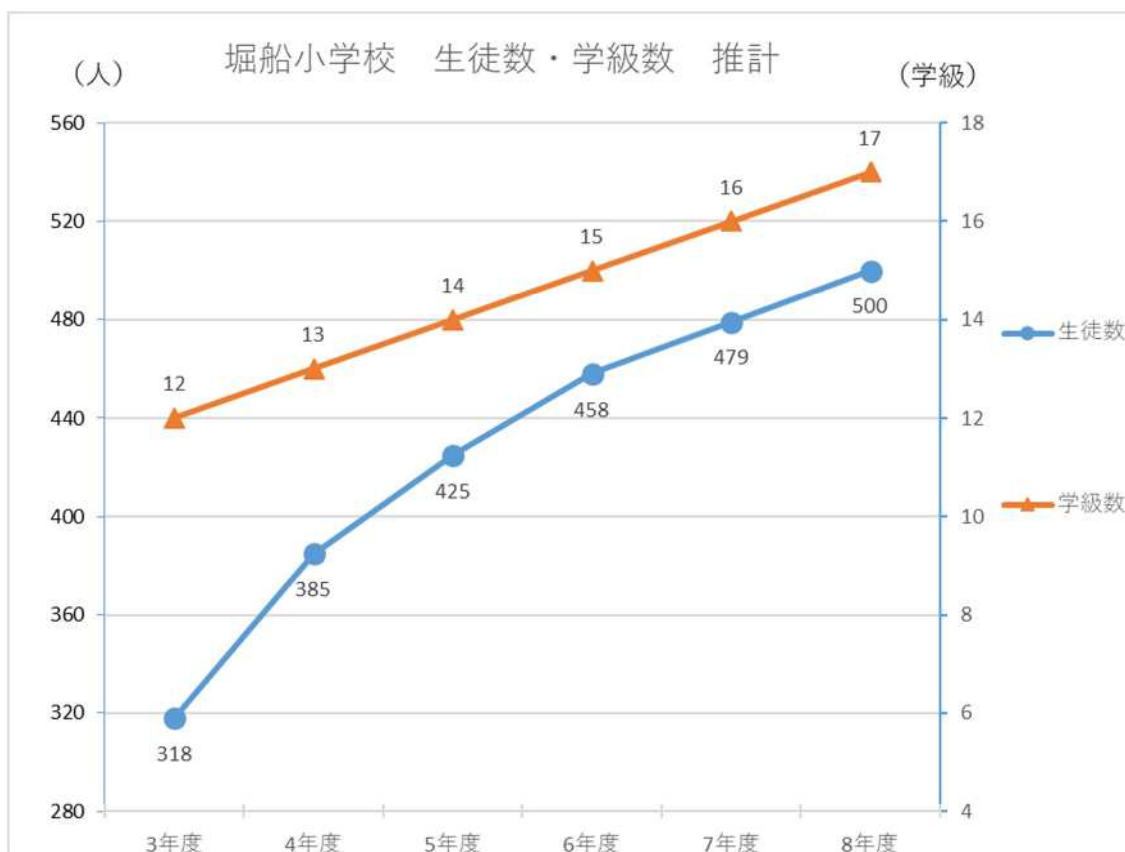
イ) 堀船小学校 生徒数及び学級数推計

令和	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	53	2	96	3	93	3	89	3	80	3	86	3
2年	58	2	61	2	95	3	92	3	88	3	79	3
3年	51	2	64	2	61	2	94	3	91	3	87	3
4年	46	2	57	2	65	2	61	2	94	3	92	3
5年	50	2	52	2	58	2	65	2	61	2	95	3
6年	60	2	55	2	53	2	57	2	65	2	61	2
計	318	12	385	13	425	14	458	15	479	16	500	17

※令和3年度の数值は令和3年5月1日現在の実数。

令和4年度以降は令和3年度教育人口等推計（東京都教育庁）を基に作成。

※義務教育標準法の改正により、学級編成の標準を令和3年度（2年生）から5年かけて学年進行で35人に引き下げられる。



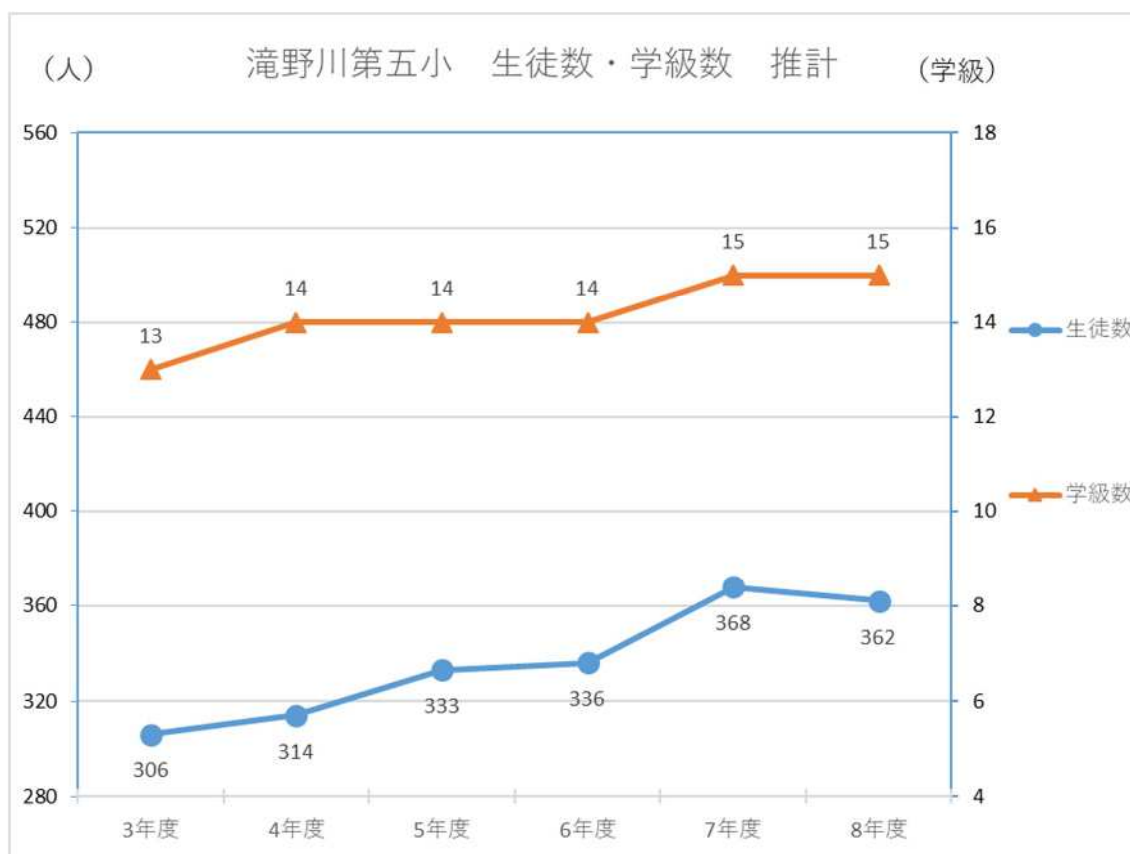
ウ) 滝野川第五小学校 生徒数及び学級数推計

令和	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度	
学年	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	62	2	47	2	61	2	54	2	73	3	52	2
2年	58	2	63	2	48	2	61	2	55	2	74	3
3年	43	2	60	2	64	2	49	2	63	2	56	2
4年	51	2	42	2	59	2	63	2	48	2	62	2
5年	43	2	50	2	41	2	58	2	62	2	47	2
6年	39	1	42	2	50	2	41	2	57	2	61	2
計	296	11	304	12	323	12	326	12	358	13	352	13
特別支援学級	10	2	10	2	10	2	10	2	10	2	10	2
総計	306	13	314	14	333	14	336	14	368	15	362	15

※令和3年度の数值は令和3年5月1日現在の实数。

令和4年度以降は令和3年度教育人口等推計（東京都教育庁）を基に作成。

※義務教育標準法の改正により、学級編成の標準を令和3年度（2年生）から5年かけて学年進行で35人に引き下げられる。





## (2) 堀船地域振興室

### ①設置目的

昭和22年4月に開設された旧出張所から、組織改正により、町会・自治会連合会等の地域団体の活動支援やその他コミュニティ活動推進のために必要な事業を推進する事務所として、平成13年4月に開設され、次の役割を担っている。

- (1) 町会・自治会連合会、北区青少年地区委員会、北区赤十字奉仕団に対する活動を支援する。
- (2) NPO・ボランティア活動を行う団体などに活動コーナー・会議室などの活動の場を提供する。
- (3) 「協働」の推進に向け、区民と区政のパイプ役としての役割を担う。
- (4) 地域情報の受信、発信を行い、地域活動の交流の場として、より良い地域づくり、コミュニティの活性化を図る。

### ②施設概要

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| (1) 所在地   | 北区堀船2丁目16番11号            |
| (2) 敷地面積  | 312.14㎡                  |
| (3) 延床面積  | 353.28㎡                  |
| (4) 施設構造  | 鉄筋コンクリート造3階建             |
| (5) 施設内容  | 事務室、会議室3(洋室1、和室2)        |
| (6) 開設年月日 | 昭和48年4月16日               |
| (7) 建設年度  | 昭和47年                    |
| (8) 併設施設  | なし 単独館                   |
| (9) 開館時間  | 午前9時～午後5時                |
| (10) 休館日  | 年末年始(12月29日～1月3日)土・日曜、祝日 |
| (11) 職員体制 | 3人体制                     |

### ③管内の現況

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 管轄地域   | 堀船一丁目～四丁目   |
| (2) 世帯数・人口 | 5,961世帯 ・ 10,808人(令和4年1月1日現在)   |
| (3) 管内町会名  | 堀船一丁目町会、堀船二丁目町会、堀船三丁目町会、堀船四丁目町会、堀船二丁目団地自治会、堀船三丁目団地自治会、堀船三丁目第二団地自治会、堀船四丁目団地自治会、公社堀船住宅自治会、公社堀船第二住宅自治会 |

#### ④登録団体数

11団体（令和4年1月現在）

#### ⑤利用状況

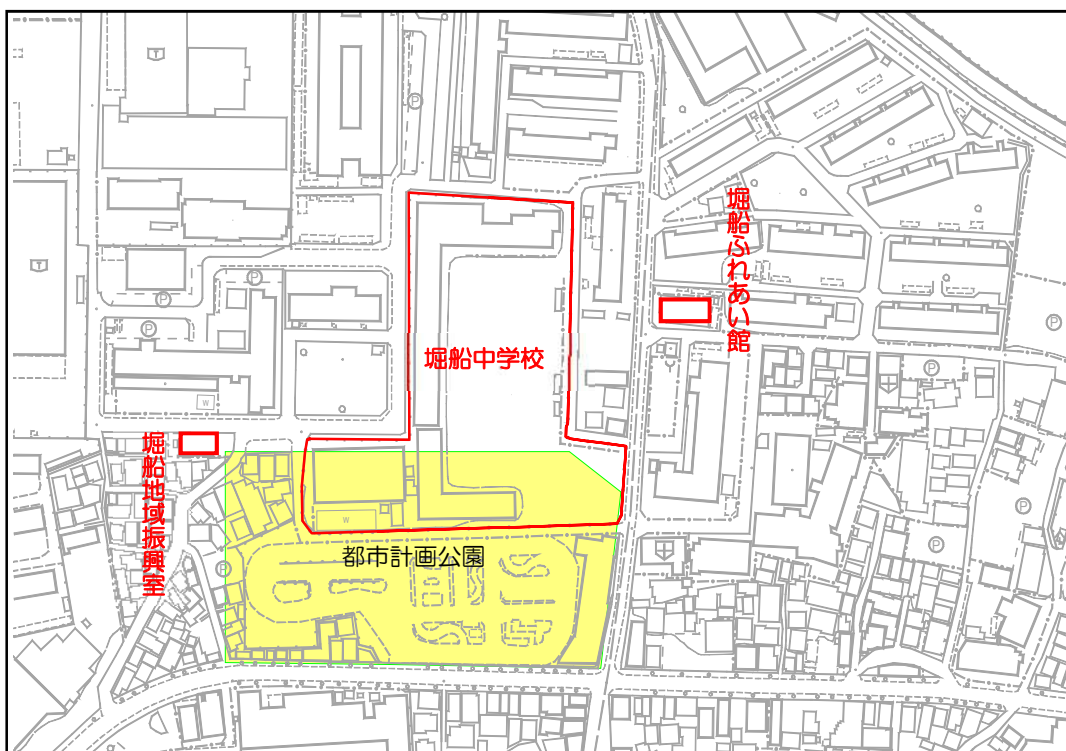
（会議室利用状況）

年度	回数	人数
令和2	28	297
令和元	43	803
平成30	57	1,151
平成29	77	1,201

（活動コーナー利用状況）

年度	回数	人数
令和2	260	288
令和元	353	365
平成30	358	385
平成29	305	317

#### ⑥周辺地図



### (3) 堀船ふれあい館

#### ①設置目的

地域コミュニティ活動の拠点施設、また高齢者の娯楽・教養の向上の場として、ふれあい館を設置し、集会施設等の貸出しを行っている。ホールや和室などを備えて、各種会合や文化活動の場として利用する。

#### ②施設概要

- (1) 所在地 北区堀船3丁目7番12号
- (2) 敷地面積 414.58㎡
- (3) 延床面積 497.71㎡
- (4) 施設構造 鉄筋コンクリート造2階建
- (5) 施設内容 1階 ホール：112.36㎡ A・B分割使用可能  
(A：56.16㎡ B：56.20㎡)  
事務室、倉庫  
2階 和室（第1：16畳、第2：12畳、第3：8畳）  
集会室（第1：23.40㎡、第2：17.55㎡）
- (6) 開設年月日 平成22年4月1日
- (7) 建設年度 昭和54年度
- (8) 併設施設 なし 単独館
- (9) 開館時間 午前9時～午後10時
- (10) 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）
- (11) 職員体制 2人体制

#### ③利用状況

(集会コーナー利用状況)

年度	和室				ホール				計			
	有料		無料		有料		無料		有料		無料	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
令和2	119	424	0	0	478	4,221	33	364	597	4,645	33	364
令和元	385	3,550	2	20	1,167	18,025	128	3,600	1,552	21,575	130	3,620
平成30	463	3,690	0	0	1,190	18,675	122	3,415	1,653	22,365	122	3,415
平成29	847	3,459	0	0	1,305	11,324	131	2,594	2,152	14,783	131	2,594

(高齢者福祉コーナー利用状況)

年度	利用者数	一日平均
令和2	182	1
令和元	2,038	6
平成30	1,808	5
平成29	1,422	4

(主な利用目的)

和 室：カラオケ、三味線、舞踏、太極拳、編み物、演技、朗読等

ホール：吹き矢、武術、ダンス、書道、空手、脳トレ、輪投げ、体操等

## (4) 区民向け温水プール (十条台小学校温水プール)

### ①設置目的

区民のスポーツ及びレクリエーション、その他教育の振興を図り、区民の心身の健全な発達に資することを目的に、学校教育法第137条の規定に基づく学校施設の公共利用として、年間を通じて開放を行っている(令和4年4月から「パノラマプール 十条台」に改称予定)。

### ②施設概要

- (1) 所在地 北区中十条1丁目5番6号
- (2) 敷地面積 7,924.80㎡(学校敷地)
- (3) 延床面積 3,441.80㎡(体育館部分含む)
- (4) 施設構造 鉄筋コンクリート造2階建、地下3階(体育館との重層構造)
- (5) 施設内容 全天候型開閉式ドーム、プール25m×13m(6コース)、昇降式設備(水深25cm~125cm)
- (6) 開設年月日 平成3年7月1日
- (7) 建築年度 平成3年6月7日
- (8) 開場時間 午前9時~午後9時、毎週水曜日団体貸出
- (9) 休場日 第3月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月28日~1月4日)、その他(設備保守点検期間、清掃日等)
- (10) 職員体制 指定管理者制度

### ③登録団体数

12団体(令和4年1月現在)

### ④利用状況

(単位:人)

年度	個人利用	団体利用・区事業	小計(A)	学校利用(B)	合計(A+B)
令和2	11,621	6,349	17,970	0	17,970
令和元	32,578	15,503	48,081	3,010	51,091
平成30	33,160	16,084	49,244	5,014	54,258
平成29	29,806	18,346	48,152	3,166	51,318

### 1-3 計画地周辺の状況

計画地周辺は、JR京浜東北線王子駅の北東約0.8km、東京さくらトラム梶原駅の北約0.7kmのところに位置している。

建設予定地の北側半分を囲むように都営住宅や公社住宅といった大規模住宅団地がある。南側は、都市計画公園（新堀船公園）に指定されており、学校敷地の南半分にも計画の網が掛かっている。周辺には、堀船小学校、堀船地域振興室、堀船ふれあい館、堀船南保育園があり、河川は石神井川と隅田川が流れている。



<凡例>

●	区役所	■	小・中学校	●	地区体育館
■	地域振興室 ふれあい館 区民センター	—	中学校通学区域	●	区立保育園 学童クラブ 子どもセンター
▲	備蓄倉庫 災害用給水所	—	区境	○	私立保育・幼稚園 認可保育園
■	高齢者在宅サ ビスセンター	■	都営住宅 機構・公社住宅	■	児童遊園 公園緑地

## 2 建築に関わる諸条件

### 2-1 敷地の現況

#### (1) 敷地状況

- ① 住居表示：堀船2丁目23番20号
- ② 敷地面積：12,260.72㎡
- ③ 土地所有：北区
- ④ 土地形状：逆T字型の形状で、南北は約140m、東西は約140mと約70m。

#### (2) 用途地域・地区等

- ① 用途地域：第一種住居地域
- ② 建ぺい率／容積率：60％／200％
- ③ 防火地域：準防火地域
- ④ 高度地区：第2種高度地区
- ⑤ 日影規制（高さ10mを超える建築物を対象とする）：

測定面	平均地盤面からの高さ	4m	
規制値	敷地境界線から5mを超え10m以内の範囲		4時間以上
	敷地境界線から10mを超える範囲		2.5時間以上
- ⑥ 都市計画公園：新堀船公園

#### (3) 隣地状況

- 北側：都営アパート  
東側：都営アパート、区立保育園  
南側：自動車教習所、都市計画公園に指定（校舎敷地の南半分にも計画の網が掛かっている。）  
西側：民家、公社住宅、区立公園

#### (4) 交通状況

JR京浜東北線王子駅から直線で約0.8kmの位置にあり、通学距離は最大約1.4kmである。

#### (5) 接道状況、道路種別

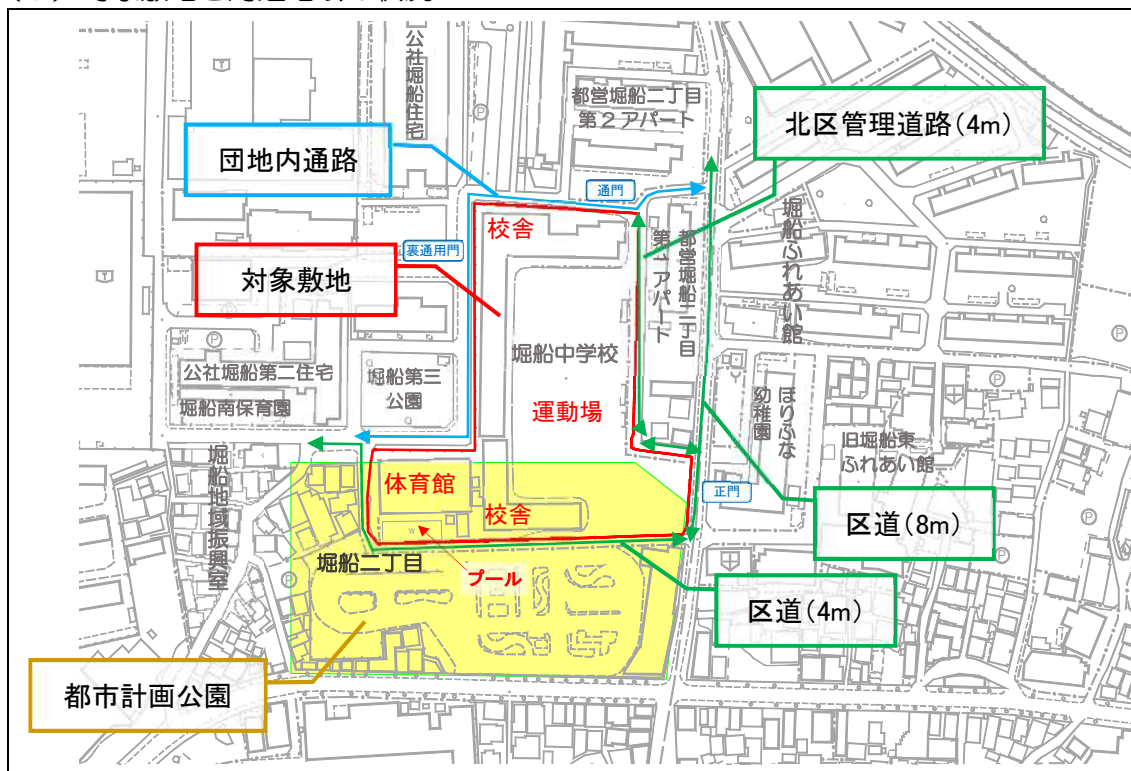
- |                 |    |            |         |
|-----------------|----|------------|---------|
| 北側：団地内通路        | 幅員 | 4～8m       |         |
| 東側：北区管理通路 堀船11号 | 幅員 | 4m（一部4m未満） | 42条2項   |
| 特別区道 北1034号     | 幅員 | 8m         | 42条1項1号 |
| 南側：特別区道 北1295号  | 幅員 | 4m         | 42条1項1号 |

西側：団地内通路 幅員 8m  
 特別区道 北1295号 幅員 4m

(6) 都市設備

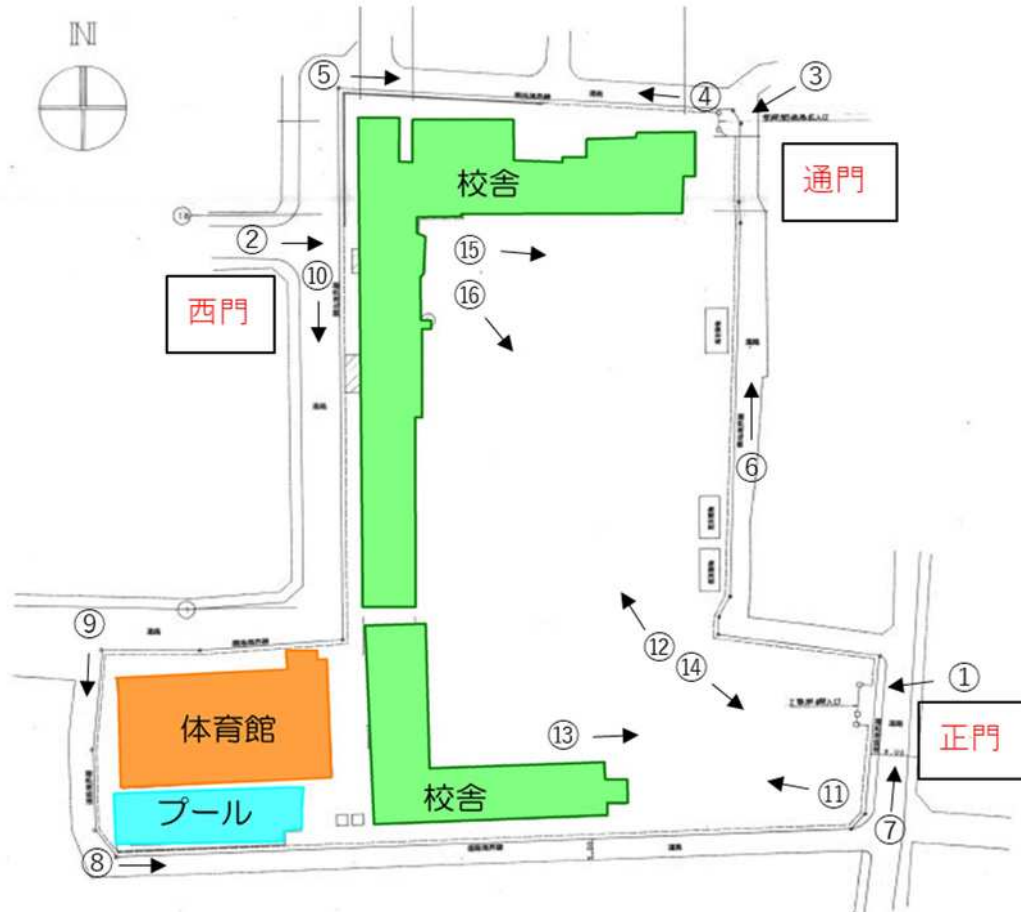
排水 公共下水道供用区域  
 ガス 東京ガス  
 電力 東京エコサービス株式会社

(7) 対象敷地と周辺地域の状況





## 2-2 敷地の写真



※数字は次ページ以降の写真の撮影箇所を表す。

① 正門



② 西門



③ 通門



④ 通門及び団地内通路（4m）



⑤ 団地内通路（8m）



⑥ 北区管理道路（4m）



⑦ 区道（8m）



⑧ 区道（4m）



⑨区道 (4m)



⑩団地内通路 (8m)



⑪校舎全景 (1/2)



⑫校舎全景 (2/2)



⑬運動場全景 (1/4)



⑭運動場全景 (2/4)



⑮運動場全景 (3/4)



⑯運動場全景 (4/4)



### 3 堀船中学校等複合化計画

3北教教施第2356号  
令和4年3月2日区長決裁

#### 堀船中学校等複合化計画

##### 1. 複合化計画策定の意義

堀船中学校と他の公共施設との複合化が、同校生徒に高度で多様な教育機会を創出するとともに、生涯スポーツの推進や、地域の振興・活性化にも貢献する拠点として形成することを期待し、施設整備後の管理運営時までを見据えた複合施設建設に係る計画・設計上の留意事項をまとめる。

##### 2. 複合施設の概要

###### (1) 建設場所

堀船 2-23-20 (現堀船中学校敷地：12,260.72 m<sup>2</sup>区有地)

###### (2) 複合施設を形成する施設 (括弧内は現位置と施設規模)

①堀船中学校 (堀船 2-23-20：7,533.24 m<sup>2</sup>)

②堀船地域振興室 (堀船 2-16-11：353.28 m<sup>2</sup>)

③堀船ふれあい館 (堀船 3-7-12：497.71 m<sup>2</sup>)

④十条台小学校温水プール (中十条 1-5-6：1,435.81 m<sup>2</sup>)

合計4施設 計 9,820.04 m<sup>2</sup>

##### 3. 複合化の目的 (期待する効果)

複合施設の計画段階からの区民参画を通じて、学校と地域が連携して学校や地域の課題を共有し、その解決に向けて共に検討することにより、質の高い学校教育環境を実現するとともに、「開かれた学校づくり」を一層推進する。

あわせて、区民向け温水プールや地域振興室、ふれあい館の施設の整備を通じた地域の新たな活動拠点の整備を図り、地域振興・活性化につなげていく。

###### (1) 施設の多機能化による「地域の拠点」施設づくり

学校と、区民向け温水プール、地域振興室、ふれあい館を単に併設する複合化に止まらず、複合施設の各施設間で共用し合う等、施設の「多機能化」を図り、地域の拠点施設として整備する。

## (2) 「生涯スポーツの拠点」づくり

学校と区民向け温水プール（社会体育施設）との複合施設となるため、生徒の「学びの場」としてだけでなく、競技スポーツをはじめ、健康増進、レクリエーションなどの運動の振興を図り、区民の心身の健全な発達に資する生涯スポーツ推進の拠点施設とする。競技大会等の開催やバリアフリーに配慮した施設とする。

また、学校体育館は、地区体育館としての開放を想定した整備を行う。

## (3) 「地域の防災拠点」としての整備

災害時には、避難所となる学校が、地域の防災活動の拠点となる「地区防災会議地区本部（地域振興室）」と、福祉避難所（補完型）ともなる「ふれあい館」を併設することで、地域の防災拠点として充実した機能を備える。複合施設の各施設の防災機能を連携配置し、平時の利用のしやすさとともに、災害時に機能を発揮する施設とする。

## (4) 地域のきずなを深める「特色ある学校づくり」

同一建物に複数の施設が併設している関係性を生かし、ボランティア等の体験機会など、学校と他の施設間（生徒と施設利用者間）との交流機会を創出し、地域の中に学校があり、生徒自らもその一員として貢献していることや、地域の多様な世代とのつながり、きずなが実感できる「特色ある学校づくり」を進める。

## (5) 「北区公共施設再配置方針」の実践

学校の改築に合わせ周辺の公共施設を集約化・複合化することで、効率的な公共施設の更新を図る。

## 4. 複合施設の整備方針

前記3の複合化の目的を果たすため、複合施設の整備にあたり、施設の多機能化、高機能化、共用化・集約化等を進め、効率的・効果的な公共施設の更新となるよう、より具体的な事項として以下を実現することとを基本とする。

### (1) 複合施設の計画総床面積

11,000㎡未満

※設計事業者を選定するプロポーザルにおいて、学校施設の多機能化や施設・設備の共用・共有の提案を募り、各施設の事業実施に支障のない範囲で最大限採り入れ、住民サービスの向上や、一層の総床面積（事業費）の縮小を図る。

## (2) 施設の多機能化・共用について

### ■区民向け温水プールについて

- ・学校専用のプール関係諸室（更衣室、機械室、トイレ等）を原則設置しないこととし、その機能は区民向け温水プールと共用する。
- ・生徒が授業で区民向け温水プールを利用する際の生徒の安全面・防犯面や、他の施設利用者の利用面に配慮した動線計画とする。

### ■特別教室の地域開放について

- ・特別教室、ランチルーム等は学校が使用しない時間帯（夜間や休日等）には積極的に地域開放できるよう、開放施設利用者が立ち入るべきエリアでない学校の管理諸室、普通教室等とのセキュリティ区画の設定などに配慮した動線計画とする。

### ■各施設共通

- ・学校の地域開放スペースや体育館開放、地域振興室、ふれあい館、区民向け温水プールの諸室の共用や、利用・管理動線の最適化を意識した配置とする。

## 5. 計画事業期間

令和4～8年度（令和9年4月開設予定）

## 4 施設計画

施設構成及び内容については、原則として「北区立小・中学校整備方針」（令和元年6月改定）に基づいて整備する。

「北区立小・中学校整備方針」

[北区ホームページ](#) [子育て・教育](#) > [小・中学校](#) > [学校の改築・改修](#) >

[計画・施策](#) > [北区立小・中学校整備方針](#)

### 4-1 施設構成及び規模

学校施設については、1-2(1)④の生徒数の推計で示された生徒数及び学級数（令和8年度・258名・8学級）より施設規模を設定する。

施設内容及び規模は次のとおりである。なお、「北区立小・中学校整備方針」と数値が異なる場合は、本表を優先する。

◆：教室転用を検討する諸室

学校施設	教室・スペース	部屋数	規模 72 m <sup>2</sup> =1 (*64 m <sup>2</sup> =1)
普通教室	普通教室	12	12
	少人数教室	3	3
多目的スペース◆	多目的スペース	5	5
特別支援	特別支援教室	1	1
	特別支援学級	2 (0.5×4)	2.5
特別教室	第一理科室・準備室	1	2.5
	第二理科室	1	1.5
	美術室・準備室	1	2.5
	音楽室・準備室	1	2.5
	技術室・準備室	1	2.5
	家庭科室・準備室	1	4
	学校図書館	1	2.5
	和室◆	1	1

体育施設	体育館（地区体育館）	1	14.75*
	武道場	1	4.25*
	屋外体育倉庫	1	0.75*
管理諸室	職員室・事務室	2	3.5*
	校長室	1	0.5*
	保健室	1	1.25*
	管理室	1	0.5*
	更衣室・休憩コーナー（職員用）	1	1*
	印刷室	1	0.5*
	倉庫	2	2*
	会議室◆	1	1
	カウンセリング室	1	0.5*
	教育相談室・進路相談室	1	0.5*
	職員用トイレ	1	0.5*
その他	生徒会室	1	0.5*
	更衣室（生徒用）	1	1
	放送室	1	0.5*
	教材室	3	1.5*
	小会議室	1	0.5*
給食	調理室等	1	5.25*
	配膳室	調理室階を 除く各階	1*
共用部分	昇降口	—	2*
	エレベーター	1	0.5*
	トイレ、廊下、階段、電気機械 設備スペース等（学校全体規模 の25%）	—	31.25* (2,000 m <sup>2</sup> )
防災	防災備蓄倉庫	1	1*
	防災資機材倉庫	1	0.5*
学校施設規模合計			119.5 (8,000 m <sup>2</sup> )



複合施設	各室・スペース	部屋数	規模
区民向け 温水プール	プール（一般、幼児用）、男女更衣室・シャワーWC・洗浄、WC、多目的トイレ・更衣室（車いす対応）、器具庫、ホールラウンジ、事務室、監視室、救護室、採暖室、倉庫、機械室、会議室、見学ロビー、共用部他	—	2,000 m <sup>2</sup>
地域振興室 ふれあい館	事務室、会議室、和室、ホール、共用部	—	670 m <sup>2</sup>
複合施設規模合計			2,670 m <sup>2</sup>
			施設規模総計 10,670 m <sup>2</sup>

※普通教室、特別教室、会議室及び更衣室（生徒用）の面積は8m×9m=72m<sup>2</sup>として、72m<sup>2</sup>=1を規模の単位とした。

※その他各室の面積は8m×8m=64m<sup>2</sup>として、64m<sup>2</sup>=1を規模の単位とした（上記規模欄にて\*を表記）。

※各施設規模及び所要室はおおよその目安であり、基本構想・基本計画において最終的に決定する。

※区民向け温水プールについては、日本水泳連盟プール公認規則「公称25m競泳プール」の一般プールの要件を満たすとともに、幼児用プールを整備すること。また、大会運営の可能な施設とすること。

※上記の他、詳細は「堀船中学校等複合化計画」を参照すること。

## 4-2 関係法令等

### (1) 北区の関係条例・規則・指導要綱等

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例  
東京都北区景観づくり条例  
    北区景観づくり計画  
東京都北区文化財保護条例  
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例  
    東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則  
    東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準  
    東京都北区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準  
    集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱  
東京都北区みどりの条例  
    東京都北区みどりの条例施行規則  
東京都北区プールに関する条例  
北区居住環境整備指導要綱  
東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱  
雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱  
北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱・整備基準  
東京都北区水道法施行細則（専用水道の布設工事の確認申請）  
東京都北区食品衛生法施行細則（営業許可申請）  
東京都北区健康増進法施行細則（給食開始届）  
東京都北区建築基準法施行細則  
北区自転車駐車場の設置等に関する指導要綱

### (2) その他関連する条例等

東京都駐車場条例  
東京都福祉のまちづくり条例  
東京都建築安全条例  
東京都における自然の保護と回復に関する条例  
東京都文化財保護条例  
高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）  
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）  
東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例  
水の有効利用促進要綱

### (3) 主な北区の関係計画等

「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方

東京都北区地域防災計画

北区地域危険度一覧表

東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本指針

東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～

東京都北区洪水ハザードマップ

～隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合～(令和4年4月改訂予定)

第三次北区特別支援教育推進計画